

各団体等が作成する障がいに関するマークの一例を紹介します。これらのマークを見かけた場合は、障がいのある方への配慮について、ご理解とご協力をお願いします。一人一人が思いやりをもち、誰もが自分らしく笑顔で暮らせる登米市にしましょう。

## 障がいに関するマーク等

マーク等	概要・対象者	問合せ先・入手先
障がい者のための国際シンボルマーク 	障がいのある方が利用できる建物や施設であることをあらわす世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。車椅子を利用する方だけを対象としたものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 T E L 03-5273-0601 F A X 03-5273-1523  ◇カー用品店、雑貨用品店で入手できます。
身体障がい者標識（身体障害者マーク） 	肢体不自由のため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。マークの表示は努力義務です。 やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 T E L 03-5273-0601 F A X 03-5273-1523  ◇カー用品店、雑貨用品店で入手できます。
聴覚障がい者標識（聴覚障害者マーク） 	聴覚障がいのため運転免許に条件がある方の車に表示するマークです。マークの表示は義務です。 やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	宮城県警察本部交通部交通企画課 T E L 022-221-7171  ◇カー用品店、雑貨用品店で入手できます。
盲人のための国際シンボルマーク 	視覚障がいのある方の安全を考えた建物や設備につけられている世界共通のマークです。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 T E L 03-5291-7885
耳マーク 	聴覚障がいのあることを示すためと、聴覚障がいのある人への配慮をあらわすマークです。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 T E L 03-3225-5600 F A X 03-3354-0046
けん ほじょ犬マーク 	身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）がいっしょに入ることのできる施設やお店を示すマークです。 （P47 にも記載があります）	宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班 T E L 022-211-2541

マーク等	概要・対象者	問合せ先・入手先
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>オストメイト（人工肛門、人工膀胱を使用している）であることと、オストメイトのための設備があることを示すマークです。</p>	<p>公益社団法人日本オストミー協会 T E L 03-5670-7681</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいのある人をあらわすマークです。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 T E L 080-4824-9928</p>
<p>宮城県ゆずりあい駐車場利用証</p> 	<p>障がいのある方や高齢者、妊産婦など、歩行が困難な方に対して、制度の対象となる駐車区画（対象区画）の利用ができるステッカーです。 ※要件があります。</p>	<p>宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所総務班 T E L 0220-22-7514</p> <p>◇申請書様式は登米市内各支所にあり、提出先は宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所/P54）になります。</p>
<p>登米市ヘルプカード</p> 	<p>障がいのある人が緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするカードです。周囲の人も、どのように対応すればよいかがカードに記載されているため、スムーズに支援をすることが可能になります。 市内に住所を有する方で、身体・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の方、高齢者、妊娠されている方、その他支援を必要とする方が対象です。</p>	<p>◇登米市役所各総合支所、社会福祉協議会各支所、相談支援事業所で交付しています。</p> <p>詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>カードと同様に、支援や配慮が必要なことを周囲の人に伝えるためのマークです。 市内に住所を有する方で、身体・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の方、その他支援を必要とする方が対象です。</p>	<p>◇登米市役所各総合支所、社会福祉協議会各支所、相談支援事業所で交付しています。</p> <p>詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。</p>

## 障害者差別解消法について

### ● 障害者差別解消法とは？

この法律（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、国の行政機関、地方公共団体や民間事業者（個人事業者や非営利事業者等も含む）が「障害を理由とする差別」を無くし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、みんながお互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を作ることを目的として、平成28年4月1日から施行されました。

### ● 障害者差別解消法のポイント

#### 1. 【不当な差別的取り扱いの禁止】

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限をしたり条件を付けたりすることを禁止。

#### 2. 【合理的配慮の提供】

障がいのある人、またはその家族や支援者から配慮を求められたときに、負担が重すぎない範囲で、必要で合理的な配慮を提供しなければなりません。

配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

	国の行政機関 地方公共団体	民間事業者
1. 不当な差別的取り扱いの禁止	法的義務	法的義務
2. 合理的配慮の提供	法的義務	令和6年4月1日から 法的義務

#### 「不当な差別的取扱い」の例

- ・ 店に入ろうとしたとき、車いすなどを理由に入店を断る。
- ・ 部屋を借りようとしたときに、障がい者用の物件は無いと断る。
- ・ 学校の受験や入学を拒否する。

#### 「合理的配慮の提供」の例

- ・ 聞こえにくい人に筆談などの音声とは別の方法で意思疎通する。
- ・ 段差にスロープを渡したり、乗り越える際に補助をしてあげる。
- ・ 意思を伝えあうために、絵や写真のカードなどを使う。